

河内長野市個人情報保護条例改正の答申素案について
【概要版】

1. 条例改正の必要性

河内長野市個人情報保護条例は制定から15年が経過し、その間に一部改正はありましたが、個人情報を取り巻く状況は時代の変化や個人情報の保護に関する法律や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）の改正等もあり、市条例と法律及び現実とがそぐわなくなってきました。

そこで、河内長野市としましては、条例とこれらの齟齬を解消するため見直しを行います。

2. 条例改正のポイント

(1) 市民及び事業者の責務・行政指導関係について

- ・ 市民の責務規定の中に基本的事項である「他人の権利利益を侵害しないこと」を追加する。
- ・ 事業者の責務規定を制定し、併せて事業者への行政指導の根拠となる条文を明文化する。

(2) 従事者の義務規定の見直しについて

- ・ 事務従事者の義務として、不当目的による個人情報の利用を禁じる規定を追加する。
- ・ 事務従事者に派遣労働者を対象として新たに加える。

(3) 電子計算組織への記録禁止の緩和について

- ・ セキュリティ面の技術向上による情報漏えいに対する安全性が確保された点及び個人の利益を図るため事務処理上電子計算機での処理は必要不可欠となっている状況から、センシティブ情報について、法令等に定めがあるとき、事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに電子計算組織への記録禁止を緩和することとする。

(4) 統計法の改正による条例の適用除外について

- ・ 統計法に基づく統計調査に係る個人情報については本市条例の適用除外とする。

(5) 苦情処理の責務について

- ・ 行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、苦情処理の責務規定を置くこととする。

(6) 罰則について

- ・ 条例の罰則内容を行政機関個人情報保護法に整合させ強化する。
- ・ 条例の罰則内容を行政機関個人情報保護法に整合させることによる※両罰規定の条文整備を行う。
- ・ 条例の罰則内容を行政機関個人情報保護法に整合させることにより適用除外規定を削除する。

※両罰規定とは事務従事者などが、業務に関して違反行為をした場合に、直接の違反者を罰するほか、その事業主体をも罰すること。